

紛失しないように大切に保管してください**(必読)**

平成29年度版

奨学生のしおり

—高等学校・専修学校高等課程用—

公益財団法人群馬県教育文化事業団

〒371-0801

前橋市文京町二丁目20番22号

電話：027-243-0411 (奨学金課直通)

027-224-3960 (代表)

FAX：027-221-4082

<http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>

(日・月曜日と祝日はお休みです。)

目次

〈項目〉

〈ページ〉

奨学生となった皆さんへ	1
図解 「奨学生採用から返還完了まで」	2
1 はじめに	3
2 奨学生証	3
3 奨学金の貸与	4
4 奨学金の交付	4
5 貸与額通知書	5
6 奨学金の継続	5
7 貸与中の異動	7
8 貸与終了時の手続	8
9 奨学金の返還	9
※「異動事由一覧表」	11
10 関係様式	12
11 公益財団法人群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則	27

奨学生となった皆さんへ

- ・皆さんは、公益財団法人 群馬県教育文化事業団の奨学生になりました。
- ・奨学生とは、奨学金の貸与を受ける方のことです。
- ・奨学金の貸与期間中は、初心を忘れず、健康に留意し、途中でくじけることなく学業に励んで下さい。
- ・なお、奨学金の財源は、国民の大切な税金と卒業した奨学生からの返還金でまかなわれています。
- ・奨学金は、皆さんが社会人となってから返還することで、新しい奨学生に引き継がれていくものです。
- ・群馬県教育文化事業団は、皆さんが教養を深め、社会に貢献されることを期待しています。

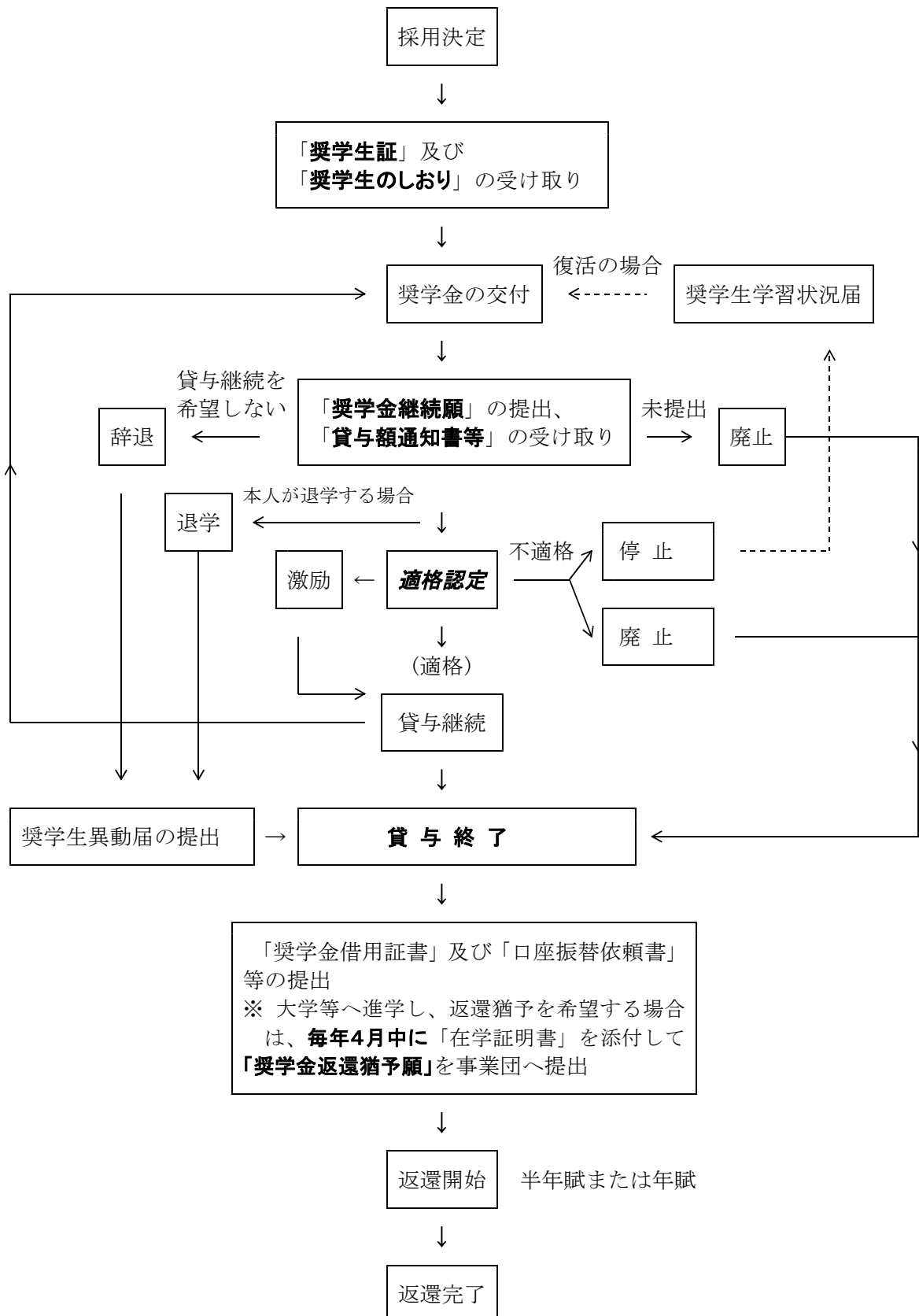
※ 奨学金登録情報メモ欄 (奨学生証や奨学金申込書等からメモしてください。)

奨学生	奨学生番号		氏名		
	住所	〒			
	電話番号	(携帯)			
	貸与期間	年	月～	年	月 (ヶ月)
	貸与月額	円	入学一時金	円	
	貸与総額 (予定)	貸与月額(円)×貸与期間(ヶ月)+入学一時金(円)			円
	貸与口座	ゆうちょ銀行 (記号)		(番号)	
親権者等 連帯保証人	氏名		続柄		
	住所	〒			
	電話番号	(携帯)			
別生計 連帯保証人	氏名		続柄		
	住所	〒			
	電話番号	(携帯)			

注) 登録事項などに変更があった場合には、異動届 (様式第16号) の提出が必要になります。

奨学生採用から返還完了まで

<図解>



1 はじめに

この「奨学生のしおり」には、公益財団法人 群馬県教育文化事業団（以下「本事業団」という。）の奨学生として採用された皆さんに、貸与開始から貸与終了までの在学中の諸手続きや返還にあたっての注意など、ぜひ知って欲しいことが記載されています。

なお、本事業団の高等学校等奨学金ホームページの「貸与中の方へ」もご覧ください。

① まず、全体を通してよく読んで、内容を理解してください。

・奨学生としての資格に変更がある場合（例えば、奨学金の貸与を辞退するとき、学校を休学するとき等）には、それぞれ願や届の手続きが必要となります。

② 在学中の手続きは、すべて学校を通じて行います。

・必要の都度、この「奨学生のしおり」の該当事項をよく読み、学校に申し出て指示を受けてください。

③ 奨学金は、原則として3か月に一度、あなたの口座に振り込まれます。

・奨学金の振込日は、5頁の「奨学金振込予定表」に載っています。
・振り込まれた奨学金は、通帳を記帳し、振り込みを確認してください。

2 奨学生証

このしおりと同時に お渡しした「群馬県教育文化事業団 奨学生証」は、あなたの本事業団奨学生としての資格を証明するものです。

記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は学校に申し出てください。

1 奨学生番号について

Q 奨学生番号は、どのような意味があるのですか？

A 奨学生番号は、奨学金の貸与期間中はもちろん返還開始から完了まで最長で20年にもわたる長期間、あなたが本事業団への問い合わせ等に使う大切な番号です。

あなたが、本事業団へ願・届をする場合に、奨学生番号の記入漏れや、記入の間違ひがあると奨学金の振込や返還記録等に支障が生じることがあります。

2 「貸与の始期」及び「貸与の終期」について

Q 貸与の始期・貸与の終期（予定）とは、どのようなことですか？

A 貸与の始期とは、本事業団が認めた貸与の開始年月のことです。

貸与の終期（予定）とは、あなたの卒業予定の年月のことです。ただし、緊急採用の場合の貸与終期は採用年度末（3月）であり、継続貸与が認められた場合には、その翌年度末（3月）となります。

3 奨学金振込先の金融機関名・口座番号について

初めに届け出た振込先の口座番号は、貸与中変更しないのが望ましいのですが、やむを得ず変更するときは、学校に申し出て手続きをしてください。

3 奨学金の貸与

1 奨学金の月額変更について

Q 貸与途中で、月額の変更（増・減額）はできますか？

A 奨学金の月額は、貸与を受けている学校・学年・生活状況（自宅または自宅外）により定まっていますので、月額の変更はできません。

なお、生活状況の変更により、自宅外月額加算（5千円）が認められる場合があります。

該当する場合には、「奨学金貸与月額変更願（届）（別記様式第18号）」を学校に提出し、自宅外月額の認定を受けてください。

2 他の団体や組織等の奨学金との重複について

Q 群馬県教育文化事業団の奨学金を受けていますが、さらに他の団体や自治体等の奨学金を受けられますか？

A 本事業団は、下記の修学資金を除き、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複受給を禁止していませんが、他の団体では禁じている場合もあります。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるかを判断して決めてください。

【重複禁止のもの】母子寡婦福祉資金（修学資金）、定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費、群馬県高等学校等奨学金

3 奨学生の資格がなくなった後に振り込まれた奨学金の扱いについて

Q 奨学金の辞退や退学後に振り込まれた奨学金は、どうすればいいですか？

A 奨学生の資格がなくなった後に奨学金が口座に振り込まれた場合は、学校の指示に従い、あなたが本事業団に返金（戻入）しなければなりません。

奨学金の辞退や退学等で奨学生の資格を失う場合は、「奨学生異動届（別記様式第16号）」により、あなた自身が学校に手続きをしてください。学校からの報告に基づき、本事業団では奨学金の振り込みを止める手続きをします。

4 奨学金の交付

本事業団が、あなたの口座に奨学金を振り込むことを「交付」といいます。

1 奨学金の振り込みについて

Q 奨学金の振り込みについては、通知があるのですか？

A 本事業団や金融機関からの通知は、ありません。

4回の振り込みが確実に行われているか、通帳を記帳して必ず確認してください。もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。

【奨学金振込予定表】

	区 分	振 込 日	備 考
1 期	4 月分・5 月分・6 月分	4 月最終金曜日	前年度からの継続奨学生
	4 月分・5 月分・6 月分	5 月最終金曜日	予約採用者
	4 月分・5 月分・6 月分	6 月最終金曜日	定期第一次募集採用者
2 期	7 月分・8 月分・9 月分	7 月最終金曜日	
3 期	10 月分・11 月分・12 月分	1 0 月最終金曜日	定期第二次募集採用者を含む
4 期	1 月分・2 月分・3 月分	1 1 月最終金曜日	翌年 3 月卒業予定者
	1 月分・2 月分・3 月分	1 月最終金曜日	1・2 年生

※最終金曜日が祝日に当たるときは、その前の日が振込日です。

※入学準備貸付金を貸与された予約採用者には、当該年度の 1 期分（自宅外月額加算を除く）の振込はありません。

2 入学準備貸付金について

中学 3 年生のときの予約採用で奨学生となった方には、希望により「入学準備貸付金」が 3 月中に貸与されています。

Q 入学準備貸付金とは、なんですか？

A 入学準備貸付金は、入学後に支払われる最初の奨学金（入学一時金と第 1 四半期分月額奨学金）を、通常より前倒して 3 月中に振り込むものです。

これは、入学後に奨学金とみなされますので、奨学金の貸与総額に変わりはありません。

3 奨学金の受取方法について

Q 奨学金の受け取りには、何か手続きが必要ですか？

A 振り込まれた奨学金の受け取りには、特別な手続きはいりません。

通常の預金と同じに引き出してください。

5 貸与額通知書

「貸与額通知書」は、毎年 9 月頃に、学校を通じてお渡しします。

Q なぜ、「貸与額通知書」を、連帯保証人（親権者）に見せるのですか？

A 連帯保証人は、奨学金の返還についてあなたと連帯して責任を負っているため、奨学金の貸与状況や貸与総額を確認してもらう必要があります。必ず見てもらってください。

6 奨学金の継続

新年度も奨学金を継続して貸与を受けるには、手続きが必要です。

「奨学金継続願（別記様式第 1 4 号）」を学校へ提出し、学校で行う奨学生の適格性についての認定（以下「適格認定」といいます。）を受ける必要があります。

1 「奨学金継続願」の提出について

Q 「奨学金継続願」は、いつまでに提出するのですか？

A 「奨学金継続願」の用紙は、毎年9月頃に「貸与額通知書」といっしょに学校を通じて配付されます。奨学金の継続を希望する場合には、学校の指定する期日までに、必要事項を記入して提出してください。

記入事項は、あなたの①父・母またはこれに代わる人の家計状況、②学習の状況です。

Q 「奨学金継続願」を提出すれば、奨学金は必ず継続貸与されるのですか？

A あなたが提出した「奨学金継続願」の記入内容と普段の学習状況等を総合的に審査し、学校が奨学金継続の可否を判断し、次の2で説明する区分により認定します。

したがって、「奨学金継続願」を提出しても、必ず継続貸与されるとは限りません。

2 「奨学金継続願」が提出された場合

学校において継続の可否を判断する適格認定を行い、その結果は本事業団へ報告されます。

【適格認定の区分】

- ①継続・・・奨学金の交付を継続する。
- ②激励・・・奨学金の交付を継続するが、文書で学習成績の向上に努力するよう激励し指導する。
- ③停止・・・1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。
ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。
- ④廃止・・・奨学生の資格を失わせる。

3 「奨学金継続願」を提出しない場合

Q 「奨学金継続願」を提出しない場合は、どうなるのですか？

A 学校が定めた期限までに提出しない場合には、「廃止」と認定され、奨学生の資格を失うこととなります。

この場合、学校の指示に従って、奨学金の返還手続きを始めていただきます。

4 奨学金の継続を希望しない場合

Q 奨学金の継続を希望しない場合は、どうしたらいいですか？

A 奨学金の継続貸与を希望しない場合には、「奨学生異動届（別記様式第16号）」により、奨学金を辞退したい旨を直ちに学校に申し出てください。

5 緊急採用者の奨学金継続について

Q 緊急採用で採用されましたが、年度末になっても家計状況が好転しません。継続して奨学金の貸与を受けられますか？

A 緊急採用で採用された奨学生の貸与終期は採用年度末ですが、年度末になっても家計が好転せず、翌年度も引き続き奨学金貸与を希望する場合は、3月上旬に「緊急採用等奨学金継続願（別記様式第13号）」を学校へ提出し、継続の可否を判断する「適格認定」を受けてください。

なお、継続希望の条件等は、在学する学校または本事業団へお問い合わせください。

7 貸与中の異動

奨学生の資格や奨学金の貸与に何らかの変動があることを「異動」といいます。

異動届（別記様式第16号）の提出が必要となる場合は、次の枠内のとおりです。

異動届には、異動届のほかに添付書類が必要になる場合があります。詳しくは、11頁の「異動事由一覧表」をご覧ください。

1 退学	2 辞退	3 死亡	4 休学等 (休学、1か月以上の長期欠席、継続貸与が認められない留学)	5 復学
6 貸与期間延長	7 転学	8 転学科	9 留学	10 本人の氏名・住所の変更
11 連帯保証人の氏名・住所の変更	12 貸与月額	13 振込口座	14 連帯保証人の変更	

1 退学・辞退について

在学中に自己の都合または学校処分によって生徒の身分を失うことを「退学」といいます。在学していても奨学金を必要としなくなり、その旨を届け出ることを「辞退」といいます。これらの場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。

Q 退学する場合の手続は？ また、返還はいつから開始されるのですか？

A 自己都合で退学する場合は、「奨学生異動届（別記様式第16号）（退学）」を学校へ提出してください。

学校の処分で退学となった場合は、「奨学生異動届」の提出は不要です。

学校からの報告により、本事業団から「奨学金借用証書（様式第24号）」及び「口座振替依頼書」等を送付しますので、記入・押印し、さらに、「口座振替依頼書」については、金融機関で手続の上、本人控えのコピーをすみやかに学校へ提出してください。

返還開始は退学から6か月経過後、年賦の場合は直近の1月、半年賦の場合は直近の1月または7月からです。

Q 辞退する場合の手続きや返還開始時期は？ 返還猶予はできますか？

A 辞退の場合、学校へ「奨学生異動届（別記様式第16号）（辞退）」を提出すると、本事業団から「借用証書（別記様式第24号）」、「口座振替依頼書」等が送付されますので、指定期限までに書類を学校へ提出してください。

返還開始は6か月経過後、年賦の場合は直近の1月、半年賦の場合は直近の1月または7月からですが、引き続き高校に在学し返還猶予を希望する場合は、「奨学金返還猶予願（別記様式第26号）」に「在学届（別記様式第27号）」を添付して毎年提出することにより、満期終了者と同時期まで返還が猶予されます。

詳しくは、学校にご相談ください。

2 休学等について

休学（1か月以上の長期欠席を含む）や継続貸与が認められない留学をした場合は、奨学金の交付は中止されます。これを奨学金の「停止」といいます。

Q 停止が長期にわたる場合、奨学金はどうなりますか？

A 停止期間中は、奨学金は交付されません。停止が2年以内に終わった場合は、次の3で説明する復活の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。

3 奨学金交付の復活について

停止の事由が2年以内に終わり、復活の願い出があったときは、奨学金の交付を復活することがあります。

Q 1年間休学した後復学しましたが、奨学金の交付はすぐ再開されますか？

A 「奨学生学習状況届（復活願）」を、学校に提出してください。
学校から本事業団に書類が提出され、その翌月または翌々月から交付を再開します。

4 転学について

在学中に他の学校に移ることを「転学」といいます。

Q 他の学校へ転学する場合の継続貸与は、可能ですか？

A 降学年転学（留年扱い）の場合を除き、継続貸与は可能です。転学奨学金継続願（別記様式第19号）を作成し、転出校の証明を受けて、転入校へ提出してください。
なお、貸与月額が増額する場合（公立→私立）には連帯保証人の確認も必要になります。

5 改氏名・連帯保証人の転居について

Q 改姓や転居した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A あなたが改氏名したときは、奨学金を受領している普通預金口座の名義変更も必要です。「氏名・住所等変更届（別記様式第30号）」及び「振込口座変更届（別記様式第17号）」を「奨学生異動届（別記様式第16号）」とともに学校へ提出してください。氏名と口座名義が相違すると、奨学金の受領ができなくなります。
また、連帯保証人が転居した場合なども「氏名・住所等変更届」を提出してください。
なお、奨学金貸与を受けている期間中に、親権者の世帯が県外に転居した場合（単身赴任などは除く）は、奨学金を受ける資格がなくなります。必ず学校へ届け出てください。

8 貸与終了時の手続

1 「奨学金借用証書」等の提出について

Q 卒業予定者の場合は、いつまでに提出することになりますか？

A 卒業または貸与期間満了（以下「満期」という。）まで貸与を受ける見込みの奨学生については、満期予定前年11月最終金曜日に、3月までの貸与額の繰上振込みを行い、「借用証書」、「口座振替依頼書」及び奨学金返還に関する資料を送付します。
内容を確認し必要事項を記入して、連帯保証人と連署・押印のうえ、**12月中旬までの学校が定めた期限**までに学校へ提出してください。

【提出資料】

- (1) 「奨学金借用証書」
- (2) 金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書等」の本人控の（写）

2 「奨学金借用証書」等の連帯保証人について（保護者及び別生計者）

Q 借用証書等の連帯保証人は、どのような人をお願いしたらよいのですか？

A 奨学金申込時に提出した「誓約書・保証書」で連署した連帯保証人と同じ人にしてください。もし、どうしても同じ人を連帯保証人とすることができない事情があるときは、学校へ連絡して変更手続をとってください。

なお、65歳以上の方や未成年者及び65歳未満の成人であっても保証能力のない人は連帯保証人として認められません。

9 奨学金の返還

1 奨学金の返還方法及び返還年数について

Q 奨学金の返還は、どのように行うのですか？

A 返還方法は、「半年賦」「年賦」の均等返還、または「一括返還」のいずれかです。貸与終了後、一括返還した場合を除き、金融機関の口座から自動引き落としが出来るように口座振替制度に加入していただきます。

なお、返還が必要になるのは、満期終了者は貸与終了9か月経過後（中途辞退・退学者については6か月経過後）からで、年賦の場合には直近の1月（半年賦の場合には直近の1月または7月）から引き落としが開始されます。

なお、一括返還の場合には、貸与終了月の翌月末が納期限となります。

Q 奨学金はいつまでに、返還すればよいのですか。

A 返還年数は、別表2のとおり、貸与を受けた奨学金の額に応じて決められていますので、定められた期間内（6年から14年以内）に返還してください。

なお、繰上返還することもできますので、その際は本事業団に連絡してください。

【返還額と返還年数】

別表2（「11 公益財団法人群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則」参照）

貸与を受けた奨学金の額	返還年数
200,000 円以下のもの	6 年
200,000 円を超え 500,000 円以下のもの	7 年
500,000 円を超え 700,000 円以下のもの	9 年
700,000 円を超え 1,000,000 円以下のもの	10 年
1,000,000 円を超え 1,200,000 円以下のもの	12 年
1,200,000 円を超えたもの	14 年

【返還額の計算例（3年間貸与の場合）、単位：円】

貸与総額を返還年数で割った金額が、年間の返還額です。

区 分		入学一時金	貸与総額	返還年数	年間返還	半年返還	備 考
国公立	自 宅	—	648,000	9年	72,000	36,000	
		50,000	698,000	9年	77,500 78,000	38,700 40,100	最終回の返還額
	自宅外	—	828,000	10年	82,800	41,400	
		50,000	878,000	10年	87,800	43,900	
私立	自 宅	—	1,080,000	12年	90,000	45,000	
		100,000	1,180,000	12年	98,300 98,700	49,100 50,700	最終回の返還額
	自宅外	—	1,260,000	14年	90,000	45,000	
		100,000	1,360,000	14年	97,100 97,700	48,500 50,500	最終回の返還額

2 進学と返還猶予について

Q 大学や専門学校に進学した時、高等学校等で貸与を受けていた奨学金の返還期限は猶予されますか？ また、どのような手続が必要ですか？

A 大学等へ進学した場合、「奨学金返還猶予願（別記様式第26号）」の手続を行うことにより返還期限が猶予されます。

猶予を希望する場合は、毎年4月末日までに「奨学金返還猶予願」に「在学証明書」を添付し、本事業団に提出してください。

また、猶予願の提出は、毎年行う必要があります。

3 その他の返還猶予及び免除について

Q 返還が困難になった場合には、どうしたらよいですか？

A 返還途中において、災害を受けたり傷病等によって就労困難になる等、返還が困難になった場合は、願い出により奨学金の返還期限が猶予されることがあります。

また、本人が死亡・心身障害のため返還が困難になったときは、願い出により返還残額の全部または一部の返還を免除されることがあります。

いずれの場合も、必ず本事業団に連絡し相談してください。

4 返還金の滞納について

Q 返還金を滞納すると、どうなりますか？

A 約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、滞納額に対し2.5%の割合で延滞金が課されます。

返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。延滞すると、連帯保証人へ請求することになります。また、場合によっては、裁判所へ支払い督促の申し立てを行う等、法的手続をとることがあります。

自覚を持って返還に努めてください。

※「異動事由一覧表」

奨学金貸与中に、1～14の事由が生じた場合には、異動届等を学校に提出してください。

異動事由	内 容	異動届（様式第16号）以外に必要となる書類及び留意事項	奨学金の受領資格	事前連絡
1 退学	退学する場合 ※学校処分で退学や除籍となる場合は、学校長が奨学生停止・廃止の認定報告を行う。	異動届提出後、貸与終了時の手続きとして、次の書類を提出する。 ・奨学金借用証書（様式第24号） ・自動払込利用申込書（本人控えの写し）	退学日の前日の属する月まで	○
2 辞退	奨学金受領の辞退、修業年限短縮による卒業、休学・停止期間が2年を超える場合	異動届提出後、貸与終了時の手続きとして、次の書類を提出する。 ・奨学金借用証書（様式第24号） ・自動払込利用申込書（本人控えの写し） ※高校在学中の返還猶予を希望する場合は、返還猶予願（様式第26号）と在学届（様式第27号）も併せて提出のこと。	希望する最終受領年月まで	○
3 死亡	在学中の本人の死亡	・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） なお、異動届は、親権者連帯保証人が作成（奨学生氏名の下に連帯保証人の氏名を記入し押印する）のこと。	死亡年月日の前日の属する月まで	直ちに
4 休学等	休学、長期欠席（1年以上）、継続貸与が認められない留学	異動届のみ ※次の点を全て満たす場合は、長期欠席とはみなさない。 ・病気その他やむをえない欠席である。 ・卒業期に影響を及ぼさないこと。 ・授業料を納入していること。	休学等開始日の前日の属する月まで	○
5 復学	休学や停止の事由がなくなり、貸与の再開を希望する場合	・奨学生学習状況届（復活願）（様式第22号）	復学した日の属する月から	
6 貸与期間延長	特別支援学校の専攻科・別科に進学する等で延長を希望する場合	異動届のみ	新たな卒業見込み年月まで	
7 転学	転校して継続して奨学金を希望する場合	・転学奨学金継続願（様式第19号） ※転出校で学校長が証明し、転入校へ奨学生が持参し、転入校で学校長が証明して事業団へ提出する。 ・降学年転学の場合、奨学金は停止される。	転入校での卒業見込み年月まで（ただし降学年転学を除く）	○ 転出校から
8 転学科	同一学校内での課程・学科の変更	異動届のみ	新たな卒業見込み年月分まで（ただし降学年を除く）	
9 留学	次の3条件を満たし希望する場合 ①単位取得に互換性がある。 ②国費・準国費留学でない。 ③学校長が教育上有益と判断できる。 ※満たさない場合は「休学」扱い。	・留学奨学金継続願（様式第20号） ・留学証明書（様式自由） ・必要に応じて奨学金貸与月額変更願（様式18号） ※自宅通学者が留学による継続貸与を希望する場合には自宅外月額を希望できません（12を参照）。	変更なし ※従来の卒業見込み年月分まで	
10 本人の氏名・住所の変更	本人または連帯保証人の住所・氏名が変更になったとき	・戸籍個人事項証明書（氏名変更の場合） ・住民票（住所変更の場合）	変更なし	
11 連帯保証人の氏名・住所の変更		※親権者等の住所が群馬県外になった場合には、奨学生資格がなくなるため奨学金は貸与できません。	※左の場合、受領資格は転出日の前日の属する月まで。	
12 貸与月額変更	通学形態（自宅・自宅外）の変更の場合、減額（自宅外→自宅の場合）は必ず手続きが必要です。	・貸与月額変更願（様式第18号） ※自宅→自宅外（増額）は希望者のみ。 自宅外→自宅（減額）は必ず手続が必要。	増額は変更日の属する月から。 減額は変更前日の翌月から。	
13 振込口座の変更	氏名や口座番号の変更	・振込口座変更届（様式第17号）	変更なし	
14 連帯保証人の変更	別生計連帯保証人を変更しようとするとき	・連帯保証人調書（様式第4号） ・印鑑登録証明書 ・源泉徴収票または確定申告書の控え	変更なし	
	親権者等連帯保証人の変更の場合	・印鑑登録証明書 ※親権の異動がある場合には、本人の戸籍個人事項証明書（抄本）		

10 関係様式

様式番号	名 称	ページ
別記様式第13号	緊急採用等奨学金継続願・・・・・・・・・・	13
別記様式第14号	奨学金継続願・・・・・・・・・・	14
別記様式第14号-2	奨学金継続願（記入例）・・・・・・・・・・	15
別記様式第16号	奨学生異動届（高校等在学生用）・・・・・・・・	16
別記様式第16号-2	奨学生異動届（高校等在学生用）（記入例）	17
別記様式第17号	振込口座変更届・・・・・・・・・・	18
別記様式第18号	奨学金貸与月額変更願（届）・・・・・・・・	19
別記様式第19号	転学奨学金継続願・・・・・・・・・・	20
別記様式第24号	奨学金借用証書（A3判）・・・・・・・・・・	21
別記様式第26号	奨学金返還猶予願・・・・・・・・・・	22
別記様式第27号	在学届（高校等在学生用）・・・・・・・・・・	23
別記様式第4号	連帯保証人調書（別生計の保証人）・・・・	24
別記様式第32号	奨学金返還免除願・・・・・・・・・・	25

※最新の様式及び本冊子に掲載されていない様式は、本事業団のホームページからダウンロードできます。（<http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>）

事業団HP>高等学校等奨学金>貸与中の方へ>様式集

